

ほけんだより

白鳥西小学校 保健室 平成29年4月6日発行 第1号



ご入学・ご進級おめでとうございます

18名のかわいい1年生を迎え、新しい1年がスタートしました。新しい学年、新しい教室、新しい先生、いろいろなことが新しく変わり、わくわくしていることでしょう。

「ほけんだより」では、みなさんが笑顔で元気に成長するため、健康に関する情報などを伝えていきたいと思っています。保護者の皆様とお子さまと一緒に読んでください。

けんこうしんだん 健康診断が始まります



1年間を健康に過ごせるように、4月から6月にかけて健康診断を行います。日程は次のとおりです。問診票などの提出物は提出日に留意していただくようお願いいたします。

【4月の健康診断日程】

日 時	対象学年	検査項目	気をつけること
4/7 (金) 1～3時間目	全学年	身体測定	半そで、半ズボンの体操服で行います。
11 (火) 1, 2時間目	1, 2, 3, 5年生	聴力検査	髪が耳にかかるときは、髪を結ってきましょう。
12 (月) 1～3時間目	1, 2, 3年生	視力検査	メガネがある人は、もってきてください。
13 (火) 1～3時間目	4, 5, 6年生		
21 (金) 8:50～	1, 4年生	心電図検査	

*結果は、その都度お知らせいたしますが、治療の必要なお子さまは、早めに病院へ受診するようにしてください。

毎年、新学期に行われる健康診断は、からだがどのくらい成長しているかを調べるほかに、病気がかかっているかなどを調べます。骨や筋肉、内臓などが、年々発達している小学生は、将来の健康をつくる時期なので、きちんと調べることが大切です。健康診断を受けるときは、担任の先生の注意をよく聞き、マナーを守りましょう。

☆今月のほけん目標☆

自分のからだをよく知ろう

校医の先生方をご紹介します

みんなが健康で元気に過ごせるよう、1年間お世話になる先生方です。

学校医 滝本浩俊 先生 (たきもとクリニック) 0291-39-5550

学校歯科医 大槻武一郎 先生 (大槻歯科医院) 0299-69-0034

学校薬剤師 石津清明先生 (石津薬局) 0291-39-3678



保健室の 平沼 幸子 です



みなさんの心とからだは健康に、元気に過ごせるようお手伝いをさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひします。何かあったらいつでもほけんしつにきてください。

裏面もあります

保護者のみなさまへ

かわいい1年生を迎え、白鳥西小学校の新年度がスタートしました。子どもたち一人一人を大切に、ご家庭のご協力をいただきながら、子どもたちの元気な毎日を見守っていきたく思います。1年間よろしくお願いたします。



【欠席するときについて】

- 電話連絡、連絡帳などで学校に必ずお知らせください。体調不良の場合、症状などもお知らせください。
- 医療機関に受診した結果、感染性のある病気と診断された場合は、その旨を速やかにお知らせください。

【健康診断について】

- 4月から6月にかけて健康診断が行われます。提出物などいろいろとお願いすることがあります。期日については、文書でお知らせしていきますので、ご協力をお願いいたします。
- 健康診断の結果で気になることや病気の疑いがある場合は、文書でお知らせをします。ご家庭では、医療機関を受診し、指導された結果を「受診報告書」にて、お知らせください。視力、聴力検査など学校で行う測定は、短時間で測定する判別検査のため、専門医の検査結果と異なる場合もありますのでご了承ください。また、保護者の方がすでに把握している疾患（アレルギー性の疾患や扁桃腺肥大など）についてもお知らせをさせていただきます。この機会に、お子さまの健康状態をご確認ください。受診をされた場合は指導された結果を、定期的に通院している場合は、その旨を「受診報告書」にてお知らせください。
- 検査や検診の結果、特に異常が認められなかった児童につきましては、歯科検診の結果等を除き、検査結果をお知らせしませんのをご了承ください。

【日本スポーツ振興センターについて】

- 学校管理下でけがをして病院を受診した場合、スポーツ振興センターから給付金が支給されます。ただし、全治療費が5,000円未満の場合（窓口での自己負担額が1,500円未満）は給付の対象になりません。給付金掛金の保護者負担額は例年460円です。後日集金させていただきますのでご了承ください。

【4月の健康管理について】

- 新しい環境に慣れるまでは、子どもたちも緊張し、疲れやすくなっています。いつも以上にお子さまの様子に目を配っていただけますようお願いいたします。何かご心配な点などがありましたらいつでもお知らせください。

【出席停止について】

- 次のような感染のおそれのある病気にかかった場合は、「学校保健安全法」に基づき出席停止となります。出席停止とは、感染症が学校で蔓延するのを防ぐために欠席しなければならないことです。

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで	
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
腸チフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
パラチフス		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
流行性角結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
急性出血性結膜炎		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
その他の感染症		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
	伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)	
	伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)	

※第1種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)など

